子育で応援商品券 「以が、」 「場」に

有効期間

令和 2 年(2020)

6月1日(月)9月30日(水)



商品券の使用について

商品券は、加盟店が取り扱う商品及びサービス等について使用できるものとする。 ただし、次に該当するものは、対象外とする。

- ①有価証券、金券、商品券(ビール券、おこめ券、図書カード、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、 はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ②たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこ(電子たばこ含む)
- ③土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
- ④事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の調達
- ⑤国や地方公共団体への支払い(税金、国民健康保険料等)
- ⑥現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等へのチャージ
- ②会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするものの内、有効期限が令和2年9月30日を超えるもの
- ◎その他、各使用店舗が指定するもの
- ◎その他、安芸高田市子育て応援商品券事業実行委員会が指定するもの ※おつりは出ませんのでご了承願います。

機器 安芸高田市子育て応援商品券事業実行委員会

安 芸 高 田 市 商 工 会 TEL.0826-42-0560 FAX.0826-42-0243 安 芸 高 田 市 商 工 観 光 課 TEL.0826-47-4024 FAX.0826-42-1003